

## 〈理想理論／非理想理論〉という 思考の形成機序についての評註

西 口 正 文\*

A Note and Comment on the Formative Mechanism  
about the Thought of Ideal Theory/Non-ideal Theory

Masafumi NISHIGUCHI

構成

- [零] 間柄としての人-間の善や正への志向に依拠する規範理論
- [一] 規範理論における〈事実〉と〈原理〉
- [二] 「正義（を考えるに際してふまえるべき事柄として）の情況」とは
- [三] 〈理想理論／非理想理論〉の関係脈絡

### 〔零〕間柄としての人-間の善や正への志向に依拠する規範理論

#### 〔そのi〕

巨視的にも微視的にもさまざまな範囲や規模での社会（世界）の事象やひとの行為・営為を対象として、当の対象に纏わる価値や規範的意味の発揮する影響を排除しつつ、さまざまな観察の手法や思考の手法を用いてその対象を記述し分析してそこに見つけ出せる特色や傾向性を明示しようとする、そのような性質を帯びた学知のありようを、社会科学とか人間科学という語を以って指し示すとしよう。これらと対照をなす学知を志向するところに、規範理論がその存在の意義を主張しようとすることになるだろう。ここでは、（これがその性質への十全な説明とは言えないことを承知しながらも、手短かに表現する代替案をすぐさま用意できないところから、ひとまずの表現として）「間柄としての人-間の善や正への志向に依拠する学知」のことを、もしくはその成果の一端のことを、〈規範理論〉と名指すことにしよう。

このように規定するにしても、この規範理論が対象として取り扱うことになる事柄の範囲はかなりの程度、広がりを持つことになるであろう。この論考においては、（ごごちないながらも些かなりともその探究の歩を進めんがために）探究上の照準を次のように絞ることにしたい。すなわち、基本的な水準での（間柄としての）人-間における行為に介在

---

\* 人間関係学部 人間関係学科

する、道理にかなわぬこと（理不尽なこと）・不当なことを斥け、平等かつ自由な存在であるべき可能態としての人-間をよりどころにして<sup>1)</sup>、現実態としての人-間における行為について、その当／不当を——規範的に正当化し得るか否かを——問うこと、というように照準を絞る。いましがた記したばかりの「問う」とは、分配的正義という観点から、および、応報的正義の観点から、現実態としての人-間を、就中合理的に受容されてある人-間を、問題化するということだ。そのように問題化することの正当性根拠は、〈運の平等主義〉が議論の前提に据えられるところに訴えることができる、と考える。以下の行論を以って示されるように、〈運の平等主義〉は正義の根本原理として妥当する、と把握し得るからだ。

### 〔その ii〕

前項（〔その i〕）で言及したところの、運の平等主義とはどのような思想であり理論であるのかを、この項で述べておこう<sup>2)</sup>。

正義の根本原理を探索しようとする思考にとって辿るべき妥当な筋道（のひとつ）だと思われるのが、「運の平等主義」と名指される思想であり理論でもある。行為者各々にとって選択意思を発揮できる事柄——選択行為に向けての制御を行使できるゆえに、その選択行為の結果に対して当の行為者に責任を帰することのできる事柄——と、選択意思を発揮できない事柄と、という認識上の基本的区分を立て、後者を「運」と呼ぶ。行為者各々にとっての善き生へと接近するために都合のよい条件の度合いが、上記の「選択意思を発揮できる事柄」によって左右されることは受容されるべきだが、「運」によって左右されることは分配的正義および応報的正義に悖ることである。きわめておおまかにまとめるとこのようになるであろう運の平等主義の思想を基にすると、各人への社会的処遇はいかにあればよいかを見出すための抛り所が得られる。すなわち、資源や財の、もしくは福祉のための機会の、各人への分配の在り方や、各人の行為への応報の在り方をめぐる正義はいかにあるべきか、を明らかにするための指針を導き出すための抛り所となる。各人への社会的処遇は、運の作用による有利／不利を無くすべきだ、という結論が得られるわけだ。

### 〔その iii〕

本論考の主題は、〈理想理論／非理想理論〉という思考の形成機序である。倫理学や政治哲学においてこの主題が採り挙げられる場合に、この主題をめぐる議論のひとつの源泉がジョン・ロールズの（前期の）主著にあることが共有されている、と言って誤りではないだろう。しかもこの主題は、ロールズによる規範理論（正義の理論）の組み立て方の根幹に関わる。それゆえに本論考での議論の運びにおいては、ロールズによる規範理論の組み立て方——基本的な方法のありよう——と、それによって制約されて立ち現われる規範理論の内実、これを対象とし、懐疑的な視線を投じて吟味する。そのように吟味し、規範理論の内実についての考察を深めることを試みるに際して、示唆を与えてくれる論者がいる。ジェラルド・アラン・コーエン（——以下では“G・A・コーエン”と表記する）だ。コーエンによる所説に導かれつつも、最終節（第三節）では些かなりとも筆者の見解と主張を提示する心算である。

## 【一】規範理論における〈事実〉と〈原理〉

### （その i）ロールズにおける理論構築方法

そもそも正義に関する理論とはどのような方法によって構築されるのか、この点についてロールズが採用するのが「構成主義」と称される構築方法である<sup>3)</sup>。このロールズ流の構成主義のことを以下では、〔C〕と表記することにしよう。まず問うておきたいのは、この〔C〕とロールズの表出する正義感覚との整合性の有無についてである。

〔C〕は大要、次のように示される。すなわち、原初状態における（正義原理の）選定人たちに指し示されている要求——ひとびとの社会的で政治的でもある生活を最適に統制するための基本的な規則とはいかにあるべきか、これを探り出すように、という要求——によって選定人たちが全員一致の合意に到る過程ではたらく考慮のことが、基本的重要性を帯びている。当の考慮の中では、なるほど、個々の人間存在のあり方についてまずは自由かつ平等の尊厳を認められるべき存在という規範の意味づけが——個々の事実の人間存在のありように依拠するというのではなくて——与えられ（それが正義の第一原理に結実することになり）、「無知のヴェール」下で善き生への接近条件における有利さ／不利さ度合いについては、その各人ごとの相違に関する事実情報が隠されてあるのだから、その種の事実に基づいた選定のための意識活動がなされないようになってはいる。だが他方で、「人間社会の一般的事実」に基づく意識活動はなされることになっている。ここに謂う所の「事実」とは、経験科学において通用的に用いられている語の含意としての事実、すなわち、社会世界の現状において通用する意味づけが受容されてある事実である。それゆえに一般的にひとは、いまある社会世界でひとがそれぞれ自己利益を追求するのと同じ程度の利己的心性を以って行為すること、これが前提視されることになる。このようにして〔C〕は、厳密な手続き合理性を経るとはいえ、上記のようにして、部分的には事実に基づく意識活動に依拠するかたちで組み立てられている点に、留意を促しておこう。その点に関する描出として、福間聡による次の論定を援用しておこう。「我々の公共的な政治文化に内在している政治的諸価値は我々の公共的議論を統制し、また用いることのできる諸事実を制限している。そしてこの制限は我々が原初状態を設定する際にも既に機能している」[福間2007: 71]。

ロールズの表出する正義感覚はどうであるのか。『正義論』第二章「正義の諸原理」においてロールズは、道徳上の観点から見て取られる自然的恣意性および社会的恣意性によって、ひとびとの社会的で政治的でもある生活に資する基本善（財）の分配上の有利さ度合いが影響されることを排すべきだとする論脈を、確かに提示していた。この論脈は、ロールズの思想の中では根底に位置づいているといっても過言ではないであろう正義感覚のあり方の現われであって、正義の根本原理へと結びつく性質を帯びている。この正義感覚と〔C〕との整合性が、ここで問われる必要が生じることになるだろう。整合していないのは容易に見て取れるのだが、その点に注意を向けておくべきことを、ここで強調しておこう。

二つ前の段落で言及したように、第三章「原初状態」の叙述は（さらにはロールズによる議論の組み立て方の全体的な方向づけとしては）、いまある社会世界におけるひとの発揮するのと同程度の利己的心性を以って行為することが前提とされているのであった。そ

ちらの側面をさらに拡張して解釈するところからは、ロールズによる「正義の二原理」の本質を〈正義の根本原理〉と見るのではなくて、むしろ〈社会統制の規則〉と見るのが適切だ、ということになる。このような意味脈絡においては、正義の根本原理をいかにして探り当てるとかということに心を砕くには及ばず、〔C〕が行なっていること、すなわち、ひとびとの社会的で政治的でもある生活を最適に統制するための基本的な規則とはいかにあるべきか、これを探り出すことで——「正義の二原理」という成果を得ることができたことをもって——充分だ、と考えようとする見解が勢いを増すことになるかもしれない<sup>4)</sup>。

### 〔そのii〕コーエンの提唱する〈事実〉と〈原理〉の関係

“健全な原理はすべて事実感応的であるという特徴をもっている”——これが、哲学者をも含めて多くのひとたちの思念として抱かれていることだ。コーエンはそのように述べた上で、彼の提示しようとしている命題が、上記の思念に抗して、「究極的根本的な原理とは事実不感応的であり、精神の要求についての明晰性である」というかたちを採ることを表明している [Cohen, G. A. 2008: 232-233]。こうしたかたちで命題を表明することになった所以を、次のように説明している。「私の命題は、ある原理にとって原理であることとは何なのか——その本質は何なのか——ということに依拠しようとしている。私の当の命題は、……どんなひとの抱く原理に関しても、そのひとがどんな原理を持っているのか、なぜその原理を保持するのか、についてそのひとが明確に把握している限りにおいて、その保持する原理が当を得ているのか否かにはかかわりなく、適用される。……当の命題は（適当なる再定式化のもとでは）、いったい何が（——もしあるとすれば何が）諸原理の当を得た集合を構成するのかを、特徴づけもする」 [Cohen, G. A. 2008: 233]。

コーエンによる命題の概要を記すと、こうなる。すなわち、ある原理がなんらかのある事実に根拠づけられているかのように現われている場合、当のある事実が究極的根本的な根拠たり得ているかを問うならば、否ということに気づくことになり、さらにその根拠を探り進めると、あるところで、それ以上遡及する必要のない究極的根本的な根拠に辿り着くことになる。その根拠とはまさに、事実ならざる原理であるほかない、ということになる。

続いてコーエンは、彼による当の命題の例示をしている。始発点となる原理として、ある主体（≡行為者）にとっての「我々は約束を守るべきだ」という原理（—これをPとする）を採った場合、その主体（≡行為者）にとっての根拠づけとして（たとえば）「約束が履行される場合にのみ被約束者がその計画を成功裏に遂行し得る」という事実（—これをFとする）が挙げられる。この根拠づけ関連の条件下においてその主体（≡行為者）にとっては、「我々は、他のひとたちがその計画を遂行することができるように、他のひとたちを支援すべきだ」（—これをP1とする）という原理がFを根拠づけることになるとしよう。さらに翻って考えるに、P1は当の主体（≡行為者）にとって、要求すべき規範性の在り方としてはこれ以上遡及する必要を見出せない原理である、とする。P1こそがFを根拠づけ、さらにPを根拠づけることが重要なのである。つまり、P1を欠落させたところでは、Fが承認されるか否かは規定され難くPが承認されるか否かも規定され難い。規範理論において〈事実〉と〈原理〉の関係は、この例示に依拠するかたちをとる以外には成り立ちようがないのだ<sup>5)</sup> [Cohen, G. A. 2008: 233-234]。

## 〔二〕「正義（を考えるに際してふまえるべき事柄として）の情況」とは

前節（〔壹〕）ではコーエンによる〈事実〉と〈原理〉との根拠づけ関係についての見解を示したわけであるが、その見解に対する異議として多くの論者が述べてきたものに、次の内容の異議がある。すなわち、正義の根本原理とは何かという問いに向けて「正義の情況」が影響を及ぼすところの事実を、正義の情況が構成することになるはずであるが、そのことにコーエンによる見解は反している、という内容の異議がある。この説では、この異議にコーエンがいかに対峙するのかを、見て取ることにしよう。その上で、コーエンによる対峙の仕方が妥当性をもつのかどうかを、考えることにしよう。

「正義の情況」とは、デイヴィッド・ヒューム [Hume, David 1978 (←1739-1740): 484-501. 邦訳39-56頁] に従うかたちでロールズがその理論構成上の基礎のひとつに据える認識様相であり、ひとの生にとって必要な資源についての制限された稀少性、および、制限された度合いにおいてひとが利他性を発揮できるという利他性の限定性、これらのことを指し示している<sup>6)</sup>。正義に関する思考においてこの「正義の情況」が多大の力を持ってきたことを念頭に置きつつコーエンは、以下に示す四つの問いを判別するようになるならば、前段落で記した異議が崩壊する、と述べている。(1)どんな情況のもとで正義の達成が可能かつ／または必要となるのか？(2)どんな情況のもとで正義の問いが生起するのか？正義についての（および不正義についての）判断はいつ適切であるのか、あるいは、当を得ているのか？(3)正義とは——その本質は——何なのか？(4)(3)に対する答えは(1)と(2)の問いに対する答えに依存するのか？ [Cohen, G. A. 2008: 331]

いま示された問い(4)に対してコーエンは、否と答えるべきことを強調する。コーエンの強調しようとするのはつまり、正義の本質とは何か、これに対する応答が(1)および(2)に依存するという思考とはまったく異なって、逆に(1)および(2)に対する答えが、いっそう主要な（性質を帯びていると捉えられるべき）(3)への応答に依存している、と考えるべきだということなのである。さらにこの脈絡に沿いつつコーエンによって強調されているのは、次のことだ。諸個人の特性としてではなくて分配の特性としての正義のことを考えてみると、そのような正義を不可能にさせる作為から帰結するところの事態を想定し、なおかつ、正当な分配のことを理解するというのは、困難なことである。個人の美德としての正義とは違って、正当な分配は、正義を実現するという目的以外の目的に適うことはない [op. cit.: 331-332]。それは、常に志向され実現のための方途が探られるべきことなのである。

ここからは、資源の情況と利他性の情況、それぞれについて類別しつつ、社会の基礎構造が持つ特性を正義と捉える（——ロールズ流の正義構想にその一面として現われるように）ときには、正義としての指令の発動はどうなるかを、考えよう。ロールズにおいては、資源の制限された稀少性と利他性の制限された度合いとが兼ね備わった情況でのみ、正義を考えようとしていたのだが、それ以外の情況ではどうなるのか？①極度な資源の稀少性に曝されている情況、②資源が有り余るほどに豊富である情況、それぞれにおいてどうなるか（ただしそこでは、制限された度合いにおいてひとが利他性を発揮できるという利他性の限定性という条件は、満たされている、とする）？①について一般性を失うことの無いよう、そこでは資源の平等分配を行なうと誰もが死に至り、限定された少数の者

だけがその資源を手段として生き延びることができる、と想定しよう。そして当の少数限定者が誰であるのかを決める方法として“くじ引き”を採るとする。その方法が規範として強制されるのであれば、そこには(分配的)正義としての指令が発動されている。つまり、正義の指令は発動され得る。②については、正義としての指令が発動される必要がない。とはいえ、正義の指令が発動され得ないわけではない<sup>7)</sup>。③各人の発揮する利他的心性が十分に豊かな度合いである情況、④各人の発揮する利他的心性が極度に少ない度合いである——甚だしい度合いの利己性が発揮される——情況、それぞれにおいてではどうなるか(ただしそこでは、ひとの生にとって必要な資源についての制限された稀少性という条件は満たされている、とする)? ③については、正義の指令を発動する必要はないであろうが、指令の発動は不可能ではない(可能性を持つ)。④については、正義の指令が発動されるべきである。その“事実”上の効果、もしくは、経験世界での有効性、という観点から意味がないとする見解がいかに強力に立ち塞がろうとも、正義の指令は発動されなければならないのだ。

すぐ前の段落で付されていた但し書き箇所を取り除いた情況では、それぞれどうなるか? 「制限された度合いにおいてひとが利他性を発揮できるという利他性の限定性という条件は満たされている」という但し書きが取り除かれたときの①の変形①', ①"について、前段落での(①についての)議論がそのまま妥当する。「制限された度合いにおいてひとが利他性を発揮できるという利他性の限定性という条件は満たされている」という但し書きが取り除かれたときの②の変形②', ②"については、利己主義の強度な生起によってひとが資源を悉く独占したいと意図する場合(=②")があり、そのような意図を排するという内容をもった規範が、正義の指令として発動されるべきである。「ひとの生にとって必要な資源についての制限された稀少性という条件は満たされている」という但し書きが取り除かれたときの③の変形③', ③"については、①で到達した資源分配の正義を考慮に入れることによって、正義の指令は発動され得るし、発動されるべきでもある(——特に③"において)。「ひとの生にとって必要な資源についての制限された稀少性という条件は満たされている」という但し書きが取り除かれたときの④の変形④', ④"については、同様に①で到達した資源分配の正義を考慮に入れることによって、経験世界での困難度合いが甚だしく強まることがあっても、それに抗して正義の指令は発動されるべきである(——特に④"において)。

表

		資源についての情況類別		
		豊富	制限された稀少性	極度な稀少性
利他性についての情況類別	豊富な利他性	あ=[②', ③']	い=[③]	う=[①', ③"]
	制限された利他性	え=[②]	お=[ローズによる正義の情況]	か=[④]
	極度な利己性	き=[④', ②"]	く=[④]	け=[①", ④"]

次に、個人の特性としての美德を正義と捉える（——ヒューム流の正義）場合には、どうなるかについて、補足しよう。その場合の議論も、社会の基礎構造が持つ特性を正義と捉える場合の議論と同様になる。ただしそこでの「正義としての指令」は、社会的政治的強制というかたちではなく、個人の道徳的正義として、いわば内面の指令というかたちで、発動される、という相違が生じる点に留意される必要がある。

正義とは何であり、正義をもたらすとはどういうことなのか、を考えるにあたっての条件として「正義の情況」を採り挙げる場合、（ヒュームと同様に）ロールズが二つの条件の積集合としてのみ——ひとの生にとって必要な資源についての制限された稀少性という条件、および、制限された度合いにおいてひとが利他性を発揮できるという利他性の限定性という条件、これらの積集合としてのみ——考えることが可能だとしたのであったが、そのことが誤りであったことを、コーエンは解明しようとしたわけである。その解明の中身を筆者が補足しつつ整理すると、上述ようになる。ただしここで考慮されるべきなのが、正義とは社会の基礎構造の持つ特性だとする視点を、ロールズが明確に有していたことである。その視点からは、正義は強制する力を有していることになる。その意味脈絡がしかし、ロールズの正義構想の全体に貫かれることはなく、むしろ社会統制のための規則として正義という規範を捉える視点が表面に出てきた、とコーエンは評価する [Cohen, G. A. 2008: chap.6, chap.7]。

正義を構想するための前提として「正義の情況」を取り出して、正義という規範原理が事実感応性を帯びなければならないとする主張、この主張が崩れることを、コーエンに導かれて、確認したわけである。「いつ、正義が通用し得るのか？ 正義が通用しているか否かをいつ我々は問うことができるのか？ これらの問いに対する事実にかかわる応答があるということが、正義の根本原理が事実感応的であるということを示そうとする視点を、まったく持っていない」 [Cohen, G. A. 2008: 335]、ということを示している。

### 【三】〈理想理論／非理想理論〉の関係脈絡

〈事実〉と規範〈原理〉との関係、「正義の情況」への視座、正義に関与する「統制のための規則」と「根本原理」との識別、これら相互に関連し合う論題について、前節までの行論を通して検討してきたわけである。その検討から判明してきたのは、いずれの論題に向けてもロールズによる議論には難点を見出すことができることであった。ほかならぬそのロールズが、理想理論／非理想理論の結びつき方はどうあるべきか、という論題に関しては、本稿の問題関心にとって重大な見解を示しているように思われる。この節では、この論題をめぐる何が探究される必要があるのか、という問いに迫ることを試みよう。

ロールズによって説かれるところの、理想理論／非理想理論の結びつき方とは、大要、次のようである。秩序だった社会が構成されその規範が遵守され、安定した状態で展開されている状況を想定した上で、完全に正義にかなった基礎構造およびそれに対応する各人の責務について構想されるのが、理想理論である。この理想理論が構想された後に案出されることになる非理想理論とは、秩序だった社会を構成する規範が遵守されていない状況を想定し、そこに存在する不正義にどのようにして対処するか、という見地から構想されるのが、非理想理論である [T.J.: 8-9, 245-248, J.F.R.: 13]

ロールズによる、理想理論／非理想理論の結びつき方をめぐる議論に依拠しつつも、それをいっそう論理的に整理するかたちで論じているのが、ジョン・シモンズ [Simmons, A. John 2010] である。ロールズによる非理想理論が目的とするところは何か、を示す論脈でシモンズは、次のように述べている。「ロールズの非理想理論の目的とは、ただだんに特殊な、もしくは顕著な不正を取り除こうとするところではなくて、完全な正義の理想についての最終の達成、というところにある。それゆえに、政治上の可能性と見込み得る効果という非理想理論のもつ要求が、すべての社会的不正についての完全な排除に向けての戦略の部分として、諸政策が政治的に可能であり有効となる見込みがあるという要求として、もっともよく理解され得ると考える」[Simmons, A. John 2010: 21-22]。つまり、非理想理論はその性格において理想理論の取り扱う情況へと移行せしめるための過渡的性格を有していなければならないことになる。したがってまた、関係する諸政策のもつ可能性評価やその有効性評価の在り方に向けても、最終目的としての、断片的でない統合された内容の達成目標を提示し得ているかどうかという観点から、捉えなければならない。

翻って理想理論とは、本稿での問題感覚からすると、正義の根本原理として想起される規範性を帯びた価値についての原理の内容に照らして事実による束縛の度合いを限りなく小さくし得た情況での、社会の基本構造を描き出そうとする理論、ということになる。そのような理論を準拠軸にして、いまここにある我々が、所与の社会に顕在し潜在する、正義にとっての束縛を、いかにして取り除いていくか、そのことを理論化しようとするところに非理想理論が、理想理論に従属するかたちで、立ち現われる。基本的にはロールズに従いながら、これら（非理想理論と理想理論）の関係を説いたひとつの例として、シモンズによる所説を前段落で採り上げたわけである。ところで、シモンズの所説を補うものとして、さらには理想理論／非理想理論という思考の発生機序を探ろうとする議論として、ゾフィア・ステンプロウスカによる論考 [Stemplowska, Zofia 2008] を次に取り挙げることにする。これは、コーエンによる正義構想に引き付けて考察することができるという意味で、本稿にとって重要な考察対象となる論考である。

規範理論の〈規範〉理論たる所以をどこに求めればよいのか？ このように立てた問いに応答する（もしくは、自問自答する）かたちで考え始めるに際して、ステンプロウスカはひとまず、社会の、人・人間の、現状を何某か改革していくことを目的として、その意味における規範性に関する価値を新たに達成すること、そのことに関与しようとする理論のことだ、と解する。その上で、通常、受容されがちな捉え方として、規範理論とは我々が現在、もしくは近い将来に、直面する情況の内において実現可能で且つ望ましくもある推奨を——諸行為・諸政策・諸制度についての望ましい案内や導きを——提供し得る理論のことだ、とする捉え方があるとする。そして実際に、規範理論は——理想理論／非理想理論の識別を議論するための前哨となるそれは——いかにあるべきかをめぐる論戦の中で中心をなす論点であるかのように（論議を生産的に為し得るか否かがそこに賭けられているかのように）思われてきたのが、いましがた挙げた推奨（——「我々が現在、もしくは近い将来に、直面する情況の内において実現可能で且つ望ましくもある推奨」）を提供する理論となっているかどうか、という点であった。この発想脈絡からは、当の推奨を提供することに重点を置く非理想理論の方が、そこから離れた議論になりがちな理想理論に比べると、いっそう重要な位置づけを与えられることになるだろう。ここで、既に言及したと



ころの、理想理論を準拠点にしてそれに従属するかたちで非理想理論が位置づけられるべきだとするロールズによる見解が、想起されてよいだろう。ステンプロウスカもそのロールズによる見解をふまえて、上記の発想脈絡を支持するわけにはいかない、と考え進める [Stemplowska, Zofia 2008: 324-325]。

上記の内容から推測されるように、経験的世界における“事実”や“現実”に即した(あるいは引きずられた)改善方策の技術主義的推奨に囚われた規範理論が矮小な内実にとどまることになる、とステンプロウスカは論じる。むしろ“事実”や“現実”から見れば虚偽性を帯びているとされるような仮説 *false assumptions* を立てることの、規範理論にとっての重要性・必要性を主張することになる。そのように主張する理由として彼女が挙げていることに、耳を傾けてみよう。「規範理論の中で観念的で架空のこと(として捨て置かれがちなこと)を仮定することによって、なんらかの機能を有するところの何を、我々は学び知ることができるのか？」このようなかたちを以って立てた問いに対して、以下のように答えようとする。(我々が取り組もうとしている問題からまったく離れた様相を呈することのないように注意深くあろうとする限り、) 架空性を帯びた観念上の事柄を仮定することによってはじめて我々は、望ましく公正である(——と我々がまともに考えようとするれば考えられるようになる) 事柄を意識の上でかたちづくることにとって、なんらかの抑制や束縛が現存するときに、その抑制や束縛がまさにどれほど決定的な重要性を有しているのかを、よりいっそう明瞭に理解することができる、と。これを補強するかたちで、さらに次のように述べている。人間性というものが我々がそうであると通常思うよりもいっそう順応性がある、と仮定することによって、経験世界の内側では相対的に堅固なもののみならず、重要な人間性が、“正当である”と我々の見做すことを意識の上でかたちづくるのは、いかにしてなのか、そのことを理解することを可能ならしめる。このことは、人間性というような束縛についてわれわれの持つ知識が進展するという点からも、重要である。そして、所与の束縛の存在についての規範的含意を悟ることが、当の束縛について持つ我々の知識を再考し更新することに我々が乗り気になることに、影響を与えるようになるべきなのだ。

こうした論脈をまとめるに際してステンプロウスカは、さらに積極的で果敢に次のように言及する。最も観念的な仮説でさえ価値があり得るのだ、と主張することの意味するのは、技術的に実際的な面で不可能なことを(可能な様相を以って)仮定しつつ考えるのが価値あることだ、というのみならず、深い意味で不可能だと見做されること——人間性のような、いわば自然的な性質でその変容を想定しがたいこと——を(可能な様相を以って)仮定しつつ考えるのが価値あることだ、ということでもある。深い意味で不可能だと見做される事柄をさえも仮説として立てることは、我々の価値づける事柄を理解するためには、必要であるかもしれないのだ [Stemplowska, Zofia 2008: 327-329]。

規範理論の中で論理的に優先される位置づけをもつ理想理論は、実現可能性のある面で無視することができる。我々の達成可能なことに対する現存の抑制や束縛は、ある一定の価値が要求することについての我々の理解を歪めるかもしれないのであるから。そのように価値要求を歪めてしまう抑制や束縛が不在である、という条件下での当の価値への省察が、現存の抑制や束縛の発揮するそのような歪曲作用を、我々が見抜くのに役立つべきだということ。そうであるとすれば、いまここで我々が達成しようとしている事柄を、抑制

度合いのより少ない理想と比較することは、我々の判断を誤りに陥らせる圧力を軽減させた仮想の状況を背景にして、我々による価値についての把握のありようを吟味するのを、可能ならしめるのである。これがステンプロウスカの強調点である [Stemplowska, Zofia 2008: 337]。

理想理論は、我々にとってもつべき原理および向き合うべき問いをより明瞭に理解する、という目的に照らして、我々にとっての助けになる。理想理論はまた、我々に要求される事柄を為すように動機づけられていないときでさえ、その理論に触発されることによって我々は、責任を免れた状態に置かれるわけではない、という覚識を確実にし、そうして、我々が価値づけ追求すべき事柄についてのより多くを発掘することを、可能ならしめる。それゆえに理想理論とは、我々の持つはずの規範的関与責務を発掘し、いっそう明瞭化し、保護するものなのだ。

理想理論と非理想理論の間の切り口——一方での超越論的指定、他方での経験論を含みこんだ超越的推奨、という切り口——および相互関係が、ひとたび理解されることになるならば、そもそも規範理論とはその構想内部に、理想理論と非理想理論の双方を含むことに想到する。

本稿では、〈理想理論／非理想理論〉という対比を主題とする主要な先行研究による知見を参照しつつ、理想理論と非理想理論との関係構造が本来突きとめるべき意味を解明するところに、焦点を合わせて探究を試みた。残された課題として特に、経験的世界における“現実”から出発して、「秩序だった社会」の構成諸要素およびその体系へと到るための上向の道程を、決定論／非決定論をめぐる主要論点との関連脈絡を意識しつつ、描き出すこと、このことを何よりも挙げておこう。

## 註

- 1) 本文で述べていることは、イマヌエル・カント流の「たんなる手段としてではなく、つねに同時に目的として」ひとが処遇されるべきことを、含意している。
- 2) 「運の平等主義」についてのここでの説明は、[西口2018: 55]での記述を承継している。
- 3) ロールズの採用する理論構築方法を、たんに「構成主義」と捉えるだけでは不十分であり、むしろ「重なり合う合意 *over-lapping consensus*」と組み合わせられた「純粋な手続き的正義」を導出しようとする構成主義だと捉えるのが妥当だ、とする見解を——たとえば、福間聡 [2007, 特に第一章第二節]にみられる見解を——考慮に入れる必要があるだろう。その見解を無視することはできない、と筆者も考える。
- 4) 本節での如上の議論は、[西口2018: 56-57]を基にして進展を図った内容である。
- 5) コーエンによるこの結論的な言明に関連する事柄として、デイヴィッド・ミラーが投げかける、コーエンによる見解への批判と、それへの（コーエンの）反批判を、採り挙げておこう。自由の原理を規範として主張するための前提としては、ひとが自己意識的な積極意思を事実として持っていることが認識されねばならない、そしてその前提へのさらなる条件提示を必要とほしない、とミラーは論じる [Miller, David 2008: 36]。かくして、事実による規範原理の基礎づけが必要だ、と（ミラーは）説得しようとするのだが、それに対して、ミラーに従って然るべき行為が事実上可能であるとふまえるところから生じるのは、自由を禁じるという規範がその例としてさらに挙げられるように、逆行性を帯びた規範原理でもまたある、とコーエンは応じている [Cohen, G. A. 2008: 336]。ミラーの投じる批判は決定的力を持たない、と言えるだ

ろう。

- 6) この限りにおいてはヒュームとロールズに共有されている「正義の情況」の捉え方について、その捉え方における「正義」が何を意味するのか、という点に焦点を合わせて立ち入ってみるならば、次のような相違を、コーエンによって導かれつつ、指摘することができる。ヒュームは「正義」をひとつの道德的美点として——いわば道德的正義として——捉えているのに対して、ロールズは「正義」を社会の基礎構造が持つ特性として——いわば政治的正義として——捉えている。
- 7) 本文中では次の留意点に関して、厳密に記してはいない。その留意点とは、②の情況で悪意に満ちたひとが資源を悉く独占したいと意図する場合があります、そのような意図を排するため克己心を生み起こす、というかたちで内面の指令発動がなされ得る、という点である。

## 文 献

- Cohen, G. A. (2008) *Rescuing Justice and Equality*, Harvard University Press
- 福間聡 (2007) 『ロールズのカント的構成主義』 勁草書房
- Hume, David (1978) *A Treatise of Human Nature* (Edited by David Fate Norton & Mary J. Norton), Oxford University Press (Originally published in 1739–1740) (伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳『人間本性論 第三巻——道徳について』法政大学出版局, 2012年)
- Miller, David (2008) “Political Philosophy for Earthlings: Against Cohen on Facts and Principles” in D. Leopold and M. Stears (eds.) *Political Theory: Methods and Approaches*, Oxford University Press
- 西口正文 (2018) 「正義の根本原理にとってもつ「運の平等主義」の位置価」(椛山女学園大学『人間関係学研究』第16号所収)
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Harvard University Press (これを本文中では *T.J.* と略記している。)
- Rawls, John [edited by Erin Kelly] (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press (これを本文中では *J.F.R.* と略記している。)
- Simmons, A. John (2010) “Ideal and Nonideal Theory” in *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 38, no. 1
- Stemplowska, Zofia (2008) “What’s Ideal About Ideal Theory” in *Social Theory and Practice*, Vol. 34, no. 3